

令和5年5月8日

保護者のみなさま

島原市教育委員会教育長
(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。

本市におきましては、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省が定めた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」に沿って、下記のとおり教育活動を進めてまいります。

学校でも指導いたしますが、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 これからの感染症対策について

- 適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を実施していきます。
- 学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことを基本とします。
- 感染状況によって「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保すること等の措置を講じることがあります。

2 その他

- 家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握していきます。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。